

裁 決 書

審査請求人

住 所 秋田県由利本荘市

氏 名

処 分 庁

由利本荘市福祉事務所長

審査請求人が平成29年5月31日付けで提起した処分庁による平成29年6月1日適用の保護停止決定処分に係る審査請求（平成29年第4号（地福））について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求に係る処分を取消す。

事案の概要

- 1 平成 年 月 日、処分庁は審査請求人世帯に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を開始した。
- 2 平成28年10月27日、審査請求人から処分庁へ電話があり、処分庁は市の病院に入院中の二女について主治医から退院の話があったため、退院後に二女を市の病院のデイケアに通わせるため自動車を購入し自身が二女を送迎したいこと及び送迎については市の障害者自立支援センターにも相談している旨聴取した。

処分庁は審査請求人に対し、生活保護制度上、自動車の保有は原則禁止であること及び保有するためには処分庁の許可が必要であると伝えた。

同日、処分庁は二女の入院先へ電話し、病院側が二女の退院について言及したことを

確認した。さらに、処分庁は障害者自立支援センターへ電話し、審査請求人が同センターに対し、二女と同センターでの日中活動及び病院のデイケアの送迎並びに自身の同乗を希望していることを確認した。

- 3 平成28年11月9日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、審査請求人に対し、処分庁の許可なしに自動車を購入しないよう口頭で指導した。
- 4 平成28年12月21日、処分庁は審査請求人宅を訪問しようとしたところ、軽自動車で帰宅した審査請求人を目撃した。処分庁はこの日、訪問を中止した。
- 5 平成28年12月26日、審査請求人から処分庁へ電話があり、処分庁は審査請求人が自動車を購入した旨聴取した。

同日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、審査請求人から自動車の保有目的を聴取したところ、審査請求人は、二女の送迎、買い物、審査請求人の通院（月1回）のためであると説明した。処分庁は審査請求人に対し、自動車保有の原則禁止を改めて説明し、自動車の保有に関しては処分庁に対する事前相談が必要であったこと、今後、処分庁は自動車の処分を指示する見通しであり、従わない場合は口頭・文書による指導が行われること、口頭・文書による指導にも従わない場合は保護の廃止の可能性もあること及びこれらの決定に不服がある場合は秋田県知事に対し審査請求ができることを伝えた。

併せて、処分庁の判断が出るまで自動車の使用を禁止すると伝えた。

- 6 平成29年1月4日、処分庁はケース診断会議を開催し、審査請求人からの聴取内容に基づき協議した結果、現状で審査請求人が購入した軽自動車は生活用品以上の目的は認められないため保有は容認できないこと、口頭で自動車の処分を指示すること、処分期限を指示した日から1か月以内とすることを決定した。
- 7 平成29年1月5日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、2月5日までに自動車を処分するよう口頭で指示をした。
- 8 平成29年2月3日、審査請求人から処分庁へ電話があり、処分庁は審査請求人が自動車の処分指示に応じない旨聴取した。
- 9 平成29年2月6日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、自動車の現存を確認したが、審査請求人とは面会できなかった。

同日、処分庁はケース診断会議を開催し、協議の結果、法第27条に基づく自動車処分についての口頭指示を実施すること、処分期限を3月31日までとすること、自動車保有の原則禁止及び保有が認められる条件を改めて説明することを決定した。

- 10 平成29年2月7日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、審査請求人に対し法第27条による口頭指示を実施した。併せて、審査請求人に対し、二女の送迎以外での自動車保

有の条件（審査請求人の通勤用又は通院用）を説明したが、審査請求人は、高齢及び腰痛を理由に就労はできない、膝痛で通院しているが病院の主治医からは骨には異常がないと伝えられていると答えた。

11 平成29年3月3日、処分庁は審査請求人が来所した際に自動車が処分されていない旨聴取し、速やかに処分するよう指導した。

12 平成29年3月30日、処分庁は審査請求人宅を訪問するも審査請求人は不在であった。自動車も確認できなかった。

13 平成29年3月31日、処分庁は審査請求人宅を再び訪問するも、審査請求人は不在で、自動車も確認できなかった。

同日、審査請求人から処分庁へ電話があり、処分庁は審査請求人が足に火傷を負い皮膚科へ通院している旨聴取した。

14 平成29年4月3日、審査請求人から処分庁へ電話があり、処分庁は審査請求人が自動車を処分していない旨聴取した。

同日、処分庁はケース診断会議を開催し、協議の結果、自動車については現在も生活用品以上の目的は認めらず、審査請求人の火傷による通院はタクシー移送費の支給で対応可能であることから保有を容認できる状態ではないと判断し、法第27条による自動車処分指導を文書で行うこと及び処分期限を5月10日までとすることを決定した。

15 平成29年4月7日、審査請求人から処分庁へ電話があり、その中で、処分庁は審査請求人に対し自動車について説明するため審査請求人宅への訪問を打診するも審査請求人はこれを拒否したため、審査請求人に対し、速やかに自動車を処分するよう指導した。

16 平成29年4月11日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、審査請求人に対し、法第27条による指導指示書を読み上げ、これを手交した。

審査請求人は、買い物と自身の通院及び入院中の二女の送迎のため自動車は処分できないこと、二女はいつでも退院できる状態でありいつ退院してきてもいいように自動車を購入し準備していると主張した。

処分庁は、審査請求人の買い物や通院、現在入院中の二女の退院後の送迎のために自動車の保有を容認することはできない、二女の通院用としては退院の見通しが立っていない現状では考慮できず、退院が確実になった段階で処分庁に相談すべきである、こうしたことを会議で検討した結果の指導指示であること及び5月10日までに自動車を処分しなかった場合、処分しない理由を弁明してもらうことを説明した。

17 平成29年5月8日、処分庁は審査請求人へ電話し、審査請求人から二女の退院時期が先延ばしになったが自動車は処分できない旨聴取した。処分庁は審査請求人に対し、

後日、弁明の機会を付与することを伝えた。

- 18 平成29年5月10日、処分庁は審査請求人宅を訪問するも、審査請求人は不在であった。

同日、審査請求人から処分庁へ電話があり、処分庁は審査請求人が自動車を処分していない旨聴取し、後日、弁明の機会を付与する旨伝えた。

- 19 平成29年5月11日、処分庁はケース診断会議を開催し、5月18日に市役所会議室にて審査請求人へ弁明の機会を付与することを決定した。

- 20 平成29年5月16日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、審査請求人に対し、弁明の機会付与通知書を手交した。

- 21 平成28年5月18日、弁明の機会において、審査請求人は、自宅からバス停まで遠く坂道もありバス停までの移動は無理である、足が不自由な二女のためにも自動車が必要である、二女の退院時期は未定であると弁明した。処分庁は、自動車使用の可否については二女が退院した場合に検討の余地があると説明し、二女の退院まで一時的に自動車を使用しないことが可能かどうか尋ねたところ、審査請求人はこれを拒否した。

- 22 平成29年5月19日、審査請求人から処分庁へ電話があり、処分庁は二女の退院日について、本日の午後、病院から審査請求人に電話連絡がある旨聴取し、審査請求人に対し、結果を処分庁へ報告するよう伝えた。

同日、再び審査請求人から処分庁へ電話があり、処分庁は二女の退院日が6月13日に決定したとの報告を受けた。そして、審査請求人に対し、生活保護は5月末日で廃止になる見込であると伝えた。

- 23 平成29年5月22日、処分庁は病院へ電話し、二女の退院日が6月13日であることを確認した。

同日、処分庁はケース診断会議を開催し、処分庁は、弁明の機会において審査請求人が法第27条に基づく自動車の処分指示には従わないと意思表示したことにより、法第62条第1項に規定する指導指示に従う義務に違反したものとみなし、6月1日付けで自動車を処分するまでの間、保護を停止することを決定した。

- 24 平成29年5月23日、処分庁は来所した審査請求人に対し、6月1日付けで保護を停止すること、停止期間は自動車を処分するまでの間と伝え、審査請求人は二女がもうすぐ退院するので自動車を処分することはできないと主張した。審査請求人の主張に対し、処分庁は、二女が退院した後、通院用としては自動車の使用が認められるが、遊興目的での使用は認められないと伝えた。

- 25 平成29年5月26日、処分庁は来所した審査請求人から、自動車は処分しない、通



院用に使用を限定するのはおかしいとの主張を聴取した。処分庁は審査請求人に対し、遊興目的の自動車の保有及び使用は認められないと説明した。

同日、処分庁は5月24日付けで平成29年6月1日適用の保護停止処分決定（「以下「本件処分」という。」）を審査請求人へ通知した。

- 26 平成29年5月29日、審査請求人から処分庁へ電話があり、二女が5月31日に退院することになった旨聴取した。
- 27 平成29年5月30日、処分庁は病院からの電話により、二女が5月31日に退院することを確認した。
- 28 平成29年6月1日、処分庁は■■■■市の病院からの電話により、二女が5月31日に退院したことを確認した。
- 29 平成29年6月7日、審査請求人は平成29年5月31日付けで秋田県知事に対し、本件処分の取消を求める審査請求を行った。
- 30 平成29年6月13日、処分庁は病院へ電話し、二女の足の状態について、5月17日に院内で転倒して右足を痛み、歩行器を使用していたが、退院時には問題なく、足をひきずる様子も見られなかった旨聴取した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁の自動車処分指導は不当である。二女の足が不自由で歩行困難であるため移動手段として自動車による通院が必要である。
- (2) 保護停止により二女の薬代など医療費の自己負担が支払えなくなり病状が悪化する。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は自動車の処分指導が不当であると主張するが、生活保護世帯の自動車の保有については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第3の5にいう「社会通念上処分させることを相当としないもの」として当該自動車が認められるのかどうかにかけることになる。また、自動車が「社会通念上処分させることを相当としないもの」として保有を容認される条件は「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の問第3の9の「通勤用自動車保有」及び12の「障害者が通院等のため自動車を必要としている場合等の自動車保有」に限定されている。



また、これら以外の条件としては、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問3-14において「生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。（中略）なお、生活用品としての自動車については原則的に保有は認められないが、なかには、保有を容認しなければならない事情がある場合もあると思われる。かかる場合は、実施機関は、県本庁及び厚生労働省に情報提供の上判断していく必要がある。」とされている。

- (2) 上記の保有条件のいずれかが審査請求人世帯に当てはまるかどうかを検討すると、まず、審査請求人は稼働しておらず障害者でもないため、課長通知問第3の9及び12に列挙されている条件には適合しない。

次に、二女の移動手段に必要という理由については、本件処分当時、二女は入院中であり、退院について具体的な計画はなかったため、課長通知問第3の12を検討すべき理由には当たらない。また、本件処分前、審査請求人に弁明の機会を与えた際に、処分庁から審査請求人に対し二女の通院目的であれば自動車保有容認の可能性のあることを説明し、二女が退院するまで自動車を一時使用しないことを提案したが、審査請求人はこれを拒否し、保有目的が限定されることを不服とする旨主張していることから、審査請求人が自動車を日常生活の便利のために使用する意思は明白である。

したがって、保有を容認する特別な事情は認められず、別冊問答集問3-14にも当てはまらない。

なお、審査請求人は二女の足が不自由で歩行困難であると主張するが、二女の入院先の病院に照会したところ、退院時は問題ないことを確認している。

- (3) 以上から、処分庁は自動車の保有が適切ではないと認定し、法第27条第1項に基づき自動車を処分するよう指示したものである。同項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定しており、この指導又は指示を受けた者に対して、法第62条第1項は、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」との対応を義務付けている。そして、この義務に違反した場合について、法第62条第3項は「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」との対応措置を規定している。審査請求人は、法第27条第1項に基づき、処分庁から自動車の処分の指示を受けたにもかかわらずこれに従わず、自動車の保有を主張し続



けたことから、法に定める手続きに則り、審査請求人の処分指示違反に対して採られた適正な処分である。

また、審査請求人は保護停止による二女の病状悪化を処分不当の理由としているが、本件処分とは直接関係のない主張である。

(4) 以上から、審査請求には理由がなく、その棄却を求める。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（第4条）。

また、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（第27条第1項）、被保護者は、これに従わなければならない義務があり（第62条第1項）、被保護者がその義務に違反したときは、保護の実施機関は保護の変更、停止又は廃止をすることができる（第62条第3項）。そして、保護の実施機関の権限は、生活保護法施行規則（昭和25年5月20日厚生省令第21号。以下「省令」という。）第19条により、保護の実施機関が第27条第1項に基づき書面により行った指導又は指示に被保護者が従わなかった場合でなければ行使できない。

(2) 次官通知

次官通知第3において、所有又は利用を容認するに適しない資産は原則として処分
のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させることとされている。

ただし、以下の場合については、所有又は利用を容認できる旨規定されている。

- 1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
- 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることが適当でないもの

(3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)

局長通知第3において、資産保有の限度及び活用に関する具体的な取扱いは以下のとおりであり、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない旨規定されている。

1～3 略

4 生活用品

(1)～(3) 略

(4) その他の物品

ア 処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるものは、保有を認めること。

また、保護の実施機関が被保護者に対し、法第27条による指導指示を行うに当たっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に務めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること(同通知第11の2の(3))、指導指示は口頭により直接当該被保護者(これによりがたい場合は、当該世帯主)に対して行うことを原則とし、これにより目的を達せられなかったとき又は目的を達せられないと認められるとき及びその他の事由で口頭によりがたいときは文書による指導指示を行い、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえで当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと(第11の2の(4))と規定されている。

(4) 課長通知

通勤目的の自動車については、以下のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に相当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを相当としないもの」として保有を認めることができることとされている(問第3の9)。

1 障害者が自動車により通勤する場合

2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合

3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合

4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合
ただし、2～4については、次のいずれにも該当する場合に限られる。

- (1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。
- (2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- (4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

また、障害（児）者が通院、通所及び通学（以下「通院等」という。）のために自動車を必要とする場合や、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合は、それぞれの要件のいずれにも該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてその保有を認めて差し支えないとされている（問第3の12）。

1 障害（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合

- (1) 障害（児）者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。
- (2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。

- (5) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合

- (1) 当該者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。
- (2) 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）等により、確実に賄われる見通しがあること。
- (5) 当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

(4) 別冊問答集

生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、保有を認める段階には至っていないことから、原則的に保有は認められないが、保有を容認しなければならない事情がある場合は、保護の実施機関は県本庁及び厚生労働省に情報提供の上、判断していくこととなる。

また、事業用品としての自動車は当該事業が事業の種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる場合には、保有を認めて差し支えないとされている（問3-14）。

2 本件処分について

- (1) 自動車の保有の認否について

目録

本件審査請求の対象は保護停止決定処分であるが、その前提となる自動車の保有の認否について検討する。

生活用品としての自動車は、別冊問答集問3-14に規定されているとおり、単なる日常生活の便利（買い物や遊興目的等）に用いられるのみであれば、地域の普及率の如何にかかわらず、保有を認める段階には至っていないことから、次官通知第3にいう所有又は利用の容認が不適当な資産として原則保有は認められていない。

しかし、生活用品の自動車であっても一定の条件下で通勤、通院等に用いる場合（課長通知問第3の9及び12）や、保有を容認しなければならない事情がある場合（別冊問答集問3-14）には、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」に該当するとし、限定的な範囲で保有を容認しても差し支えないこととされている。

処分庁は審査請求人の自動車の保有を容認しない理由として、使用目的が日常生活の便利のためであったこと（買い物等）、本件処分当時は二女の退院が未定であったため障害者の通院等のための自動車保有を検討する段階になかったと弁明している。

しかし、処分庁は、5月19日に審査請求人からの電話により二女の退院日が6月13日に決定したことを把握し（事案の概要22）、5月22日のケース診断会議開催前に入院先へ電話照会し退院日が同日であることを確認したが、同会議において二女の退院後の送迎のための自動車の保有について検討は行わず、5月18日に開催した弁明の機会における審査請求人の弁明を基に本件処分を決定した（事案の概要23）。

また、本件処分決定後、二女が5月31日に退院することを把握し（事案の概要26、27）、6月1日に実際に退院したことを確認したが（事案の概要28）、この時点においても自動車の保有について検討を行わなかった。

処分庁はこの点について、ケース診断会議の主題は審査請求人の法第27条による自動車処分違反に対する今後の対応を検討することであったこと、弁明の機会において審査請求人が二女の送迎以外にも自動車を使用すると答えたこと及び二女の送迎を目的とする自動車の保有については審査請求人からの申し出があれば検討することとしたと弁明している（平成29年6月22日付け審理員からの質問書に対する処分庁の回答より）。

確かに審査請求人は弁明の機会において、二女の送迎以外についても自動車の使用を認めるよう主張し（事案の概要21）、処分庁に対し、本件処分が施行される6月1日までに二女の送迎を目的とする自動車保有の申し出を行っていない。しかし、自動車保有の認否は保護の停止という審査請求人世帯にとって非常に重い処分を判断する

ための前提であること及び処分庁は弁明の機会等の場において審査請求人に対し、退院後の二女の送迎については検討の余地があると何度も説明していることから（事案の概要 21、24）、処分庁は、審査請求人からの申し出の有無にかかわらず、二女の送迎について保有の認否について再検討すべきであった。

また、審査請求人の通院用についても、4月3日のケース診断会議において一部検討されたものの（事案の概要 14）、その後は検討されていない。

したがって、自動車保有の認否について処分庁が必要な検討を尽くしたとは認められない。

（2）本件処分について

処分庁が弁明するとおり、本件処分は法第27条第1項に基づく口頭及び文書による自動車処分指導に対し、審査請求人が法第62条第1項に規定する被保護者としての義務を果たさなかったため、弁明の機会を付与した上で、法第62条第3項により保護の停止を決定したものであり、手続上は適正に行われた処分であるが、（1）のとおり本件処分の前提となる自動車の保有の認否について必要な検討を尽くしたとは言いがたいことから、違法な処分であり取消されるべきである。

そして、取消後は速やかに審査請求人世帯の生活実態、2人の健康状態及び通院状況、自動車の使用状況及び目的、居所周辺の状況、公共交通機関及びタクシー利用の可能性、障害者自立支援センターによる送迎等あらゆる状況を調査し、課長通知及び別冊問答集に基づき、生活用品としての自動車保有の認否を検討されたい。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年8月7日

審査庁 秋田県知事 佐竹 敬久

